

# 工事請負契約書

# 工事請負契約約款

発注者 ○○ ○○ 様  
請負者 株式会社 アーキテクト  
工事名 ○○様邸 増改築工事  
請負金額 ¥0

(うち取引に係る消費税の額 ¥0-)

上記の工事について次の条項、工事契約約款と見積書、仕様書にもとづいて工事請負契約を締結する。

1) 工事場所 \_\_\_\_\_  
2) 工期 着工 令和○○年 ○月 ○日  
完了 令和○○年 ○月 ○日  
3) 引渡の時期 令和○○年 ○月 ○日  
4) 請負代金の支払  
設計料金 ¥0  
着工時 請負金額 50% ¥0  
完了時 請負金額 50% ¥0 に増減額分  
振込先： 岡崎信用金庫 矢作支店 普通 0448319  
株式会社アーキテクト

5) その他  
この契約の証として本書を2通作成し、当事者が、記名捺印の上、各自1通を保存する。  
なお、弊社は、現金100%の取引とさせていただきます。

6) 特約事項  
金額の増減に関しては竣工時に調整の事。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

発注者

印

請負者

岡崎市渡町池田17-1  
株式会社 アーキテクト  
代表取締役 山本隆義

印

- 発注者(以下甲という)と請負者(以下乙という)は互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。契約の履行にあたっては、工事請負契約書の見積書、仕様書に特記のない限り、この約款の規定による。
- 当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利、または義務を第三者に譲渡、もしくは承継させることはできない。  
又、この目的物または工事材料を売却、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的に供することはできない。
- 天変地変風水火災その他甲、乙いずれにもその責を帰することができない事由などの不可抗力によって、工事の既成部分又は工事現場に搬入した工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後、すみやかにその状況を甲に通知する。なお、この際の損害額は甲乙協議する。
- 見積書、仕様書による施行は、相違なく実施し、誠意ある完成を約す。但し、施行中完成後に於いて、見積書、仕様書より良好と思われる点及び見積書、仕様書になきも良好と思われる部分的な小変更は、これを行う事もある。また、施行時の変更増減の場合はその都度、甲乙談合の上実施する。工事請負金に変更の場合も同じ。
- 甲、乙双方の解除、工事中止などの権利、及びその賠償は別に定めるところによる。
- この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上定める。